

各委員会規則

将来計画・財務委員会 規則

(目的)

第 1 条 本会のあり方、将来の方向性などを検討し本会の発展に寄与する。

(組織)

第 2 条 委員会は理事長、副理事長、前会長、現会長、副会長のほか若干名で構成する。

2 委員長は理事長が務める。

3 委員の任期は、各委員の役職任期を超えないものとする。

(業務)

第 3 条 本会の在り方等に係わる次のような重要な課題を長期的な展望に立って審議し、理事会に報告する。

(1) 理事長から諮問された課題。

(2) 本会の将来計画に係わる諸課題。

(3) 本会の財務に係わる諸課題

制定 2007 年 6 月 8 日

変更 2011 年 6 月 9 日

(法人化に伴う) 変更 2013 年 4 月 1 日

変更 2019 年 6 月 27 日

変更 2020 年 2 月 6 日

変更 2024 年 9 月 6 日

編集委員会 規則

(目的)

第 1 条 機関誌「呼吸療法」の高い質を維持し、かつ発展させることにより本会の発展に寄与する。

(組織)

第 2 条 委員長 1 名、委員 9 名で構成する。

2 委員長は委員の互選によって選出する。

(業務)

第 3 条 論文の校閲、採否等の編集業務。

2 編集に関する重要事項の決定。

(業務委託)

第 4 条 委員会の事務的業務の一部は第三者（出版社）に委託することができる。

施行 2000 年 7 月 1 日

変更 2005 年 7 月 1 日

変更 2011 年 6 月 9 日
(法人化に伴う) 変更 2013 年 4 月 1 日
変更 2023 年 11 月 16 日

代議員審査委員会 規則

(目的)

第 1 条 本規則は、定款施行細則第 4 条および第 5 条を補足するものである。

第 2 条 社員総会が適正に運営されるよう代議員数と質を維持する。

(組織)

第 3 条 委員長 1 名、委員 7 名で構成する。

2 委員長は委員の互選によって選出する。

3 委員長は委員の中から副委員長を指名する。

(業務)

第 4 条 定款施行細則第 4 条に基づき、新代議員を選出すること。

2 定款施行細則第 5 条に基づき、再任を希望する代議員の資格を審査すること。

第 5 条 委員会は、第 2 条に掲げる業務の遂行に必要な申請書類の様式を別に定めることができる。

第 6 条 委員会は、提出された申請書類に疑義が生じた場合は、申請者に直接質疑できる。

第 7 条 委員長は、審査の結果と、それに至った理由とを併記し、指定された期日までに理事長に報告する。

第 8 条 委員会は、審査の基準および結果を記録し、保存しなければならない。

施行 1994 年 6 月 30 日
変更 2011 年 6 月 9 日
(法人化に伴う) 変更 2013 年 4 月 1 日

セミナー委員会 規則

(目的)

第 1 条 セミナー委員会は、質の高い呼吸管理を提供するために必要なセミナーを、呼吸療法に携わる医療従事者を対象として開催するために設置する。また、必要に応じて、他の学術団体と呼吸療法に関するセミナーを共同開催する。

(組織)

第 2 条 委員会は委員長 1 名、委員 10 名で構成する。委員は日常業務で呼吸管理に携わっている会員の中から選出する。セミナー事業の運営の一部を大阪市淀川区宮原 3 丁目 4 番 30 号 ニッセイ新大阪ビル 16F (株)メディカ出版に委託する。

(業務)

第 3 条 少なくとも年 2 回の委員会主催のセミナーを開催する。そのうちの 1 回は主にメ

ディカルスタッフ向けの「呼吸療法医学会セミナー」とし、もう1回は「医師向けセミナー」とする。

- 2 必要に応じて各種講演会やハンズオンセミナーなどを提供する。
- 3 セミナーの形態は、集合型または Web 配信型とする。
- 4 セミナーのプログラムは委員が順次交代で企画する。
- 5 講師は原則として委員が務めるが、必要に応じて委員以外に講演を依頼する。
- 6 セミナー開催ごとにテキストを作成する。
- 7 セミナー終了時にはセミナー内容などに関する受講者評価を講師別に受け、その概要を委員会で公表する。
- 8 受講者にはセミナー受講証を発行する。

施行 1999 年 7 月 1 日

変更 2004 年 12 月 3 日

変更 2010 年 1 月 1 日

変更 2011 年 11 月 30 日

(法人化に伴う) 変更 2013 年 4 月 1 日

変更 2019 年 8 月 2 日

変更 2021 年 11 月 18 日

変更 2024 年 2 月 22 日

チーム医療推進委員会 規則

(目的)

- 第 1 条 本会におけるメディカルスタッフの活動を推進し、広く呼吸管理に携わるメディカルスタッフの活動、育成を支援する。

(組織)

- 第 2 条 委員会は委員長 1 名、委員 10 名以内で構成する。

- 2 委員構成は、職種に偏らないよう配慮する。

(業務)

- 第 3 条 メディカルスタッフの本会参加、活動を促進する事業。

- 2 広く呼吸管理に携わるメディカルスタッフの支援に係わる事業。

施行 1999 年 7 月 1 日

変更 2004 年 7 月 9 日

変更 2011 年 6 月 9 日

(法人化に伴う) 変更 2013 年 4 月 1 日

変更 2019 年 6 月 27 日

変更 2023 年 11 月 16 日

安全対策・危機管理委員会 規則

(目的)

- 第 1 条 わが国の人工呼吸管理が安全に行われるよう、調査・啓発を行うとともに、問題点や危機的状況を察知し、その究明と解決を支援する。

(組織)

- 第 2 条 委員長 1 名、委員 10 名と役職担当理事 1～2 名で構成する。委員は日常の業務で人工呼吸管理に携わっている会員の中から選出する。

(業務)

- 第 3 条 人工呼吸療法の安全に関わる指針を作成し、適宜改訂を行い、安全な人工呼吸療法の普及に努める。
- 2 人工呼吸管理に関する実態調査を行う。
 - 3 新たな呼吸器疾患や、問題となっている事象の究明・解決を行う。

施行 2019 年 6 月 27 日

ECMO プロジェクト委員会 規則

(目的)

- 第 1 条 わが国での急性呼吸不全症例に対する体外式膜型人工肺（ECMO：Extracorporeal membrane oxygenation）による治療成績を向上させること。

(組織)

- 第 2 条 委員長を 1 名置く。委員長は理事長が指名する。役職担当理事を 1 名置く。委員は委員長が選任し、理事会が追認する。原則として、委員の半数は 3 年で交代する。また委員を連続して 6 年以上続けることはできない。委員長の任期は 3 年とする。

(業務)

- 第 3 条 呼吸不全に対する ECMO による治療成績を改善させるために、あらゆる行動を行う（具体的内容は運用内規に記載）。その他、委員会等で必要と認めるもの。

(運営)

- 第 4 条 審議事項に関する議決は委員の過半数の採決によって決定する。委員長への委任状はこれを認める。具体的な運用については、運用内規に述べる。

施行 2013 年 5 月

利益相反委員会 規則

(目的)

- 第 1 条 利益相反（conflicts of interest：COI）の基本的な考え方を示し、本会の研究における公正さと中立性を担保し、研究・教育活動を適正に推進する。

(組織)

第 2 条 委員長 1 名、委員 6 名で構成する。

(業務)

第 3 条 「呼吸療法領域の研究における利益相反 (COI) マネージメントに関する指針」
ならびに同施行細則に基づき、COI 状態について審議する。

施行 2012 年 5 月 16 日

(法人化に伴う) 変更 2013 年 4 月 1 日

社会保険委員会 規則

(目的)

第 1 条 本会に関連する保険医療関連諸事項を調査・審議し、診療報酬改定に向け必要な
案件を絞り込み提案書を作成、関係諸学会との連携を取りつつ、しかるべき手
続きにて提出する。同時に本会の関連する現状の医療行為について、診療報酬
体系の適正状況と整合性を確認する。

(組織)

第 2 条 委員長は代議員の中から理事長が委嘱する。ただし、任期途中で代議員でなくな
った場合は、理事会の議を経て任期満了まで務めることができる。

2 委員長 1 人、副委員長 1 人、委員数名とする。委員は委員長が選任し、副委員
長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長を含めた上記委員の任期は 3 年とするが、再任は妨げない。ただし連続 3
期を超えないものとする。

4 原則として、少なくとも 3 年ごとに委員の約 3 分の 1 が交代するものとする。

5 新任委員は公募（自薦および他薦）とし、委員会で検討した後に理事会で決定
する。

6 新任・再任の委員は就任の年の 4 月 1 日に満 64 歳以下とする。

7 委員会事務局は、本会事務局におく。

(業務)

第 3 条 広く本会会員から診療報酬に関する要望を集積・整理し、上記委員会にてその必
要性・妥当性を審議する。

2 委員会で決定した本会からの提案案件について提案書を作成し、社会保険連合
会および関係諸学会との連携を保ちながら、厚労省に提出する。なお、提案書
作成の業務の一部は第 3 者（調査会社）に委託することができる。

3 上記保険連合会あるいは厚労省からのヒアリングに対応する。

4 保険制度全般に関する知識と理解に関し本会会員への普及に貢献する。

(会計)

第 4 条 委員会活動に関する収支決済を報告する。

(運営)

第 5 条 委員長は随時委員会を招集することができる。

2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときには委員長の決するところによる。

施行 2015 年 5 月 1 日

変更 2025 年 5 月 30 日

倫理委員会規則

(目的)

第 1 条 呼吸療法を行うに当たって生じる、または生じる可能性の高い臨床倫理的な問題に関し検討するとともに、会員の呼吸療法に関する臨床倫理的資質の向上を支援する（但し、利益相反に関することは含まない）。

(組織)

第 2 条 委員長 1 名、委員 5～7 名で構成する。

(業務)

第 3 条 呼吸療法に関し診療上問題となりうる倫理的課題の検討。

2 呼吸療法における倫理講座等の準備。

3 その他、理事会、委員会等で必要と認める業務。

施行 2015 年 9 月 15 日

変更 2018 年 11 月 15 日

学術研究推進委員会 規則

(目的)

第 1 条 呼吸療法にかかわる学術研究活動を推進し、広く呼吸管理に携わる臨床研究、基礎研究のプロジェクト活動を支援する。

(組織)

第 2 条 委員会は委員長 1 名、委員 5～7 名で構成する。

(業務)

第 3 条 臨床研究、基礎研究の基盤を整備する。

2 臨床研究については、人工呼吸領域を中心に、急性期に限らず慢性期も含め、多職種の参画が見込めるプロジェクト活動を委員会で主導し、公募して支援を行う。

3 各委員会で進めている症例登録プロジェクトについても本委員会で集約する。

施行 2019 年 10 月 31 日

広報委員会 規則

(目的)

- 第 1 条 本会の活動に必要な情報を適切に管理し、本会の活動や呼吸療法全般に関する情報を本会会員および社会に広報することにより、当該領域にかかる本会会員の研鑽を支援し、社会の理解と信頼を得る。

(組織)

- 第 2 条 委員会は委員長 1 名、委員 10 名程度で構成する。

(業務)

- 第 3 条 本会ホームページの企画、編集、管理、公開などを行う。
- 2 本会の活動や運営に関する情報を収集・管理し、本会会員に広報する。
 - 3 災害などの緊急時に状況に応じて適切な情報提供・活動支援を行う。

施行 2024 年 9 月 6 日

小児在宅人工呼吸検討委員会 規則

(目的)

- 第 1 条 本会における小児在宅領域の活動を推進し、広く小児在宅人工呼吸療法に携わる医療者の活動、育成を支援する。

(組織)

- 第 2 条 委員会は委員長 1 名、委員 10 名以内で構成する。
- 2 委員構成は、小児在宅領域に携わる多職種で構成する。

(業務)

- 第 3 条 小児在宅医療に携わる医療者への支援。
- 2 小児在宅人工呼吸療法マニュアルの制作・改訂。
 - 3 その他、広く小児在宅医療において必要と認める業務。

施行 2019 年 10 月 31 日

変更 2020 年 2 月 6 日